

スポーツ施設予約システム「スポーツネットにしのみや」バナー広告募集要項


本市では、スポーツ施設の予約システムや壁面に広告を掲載する広告事業を実施しており、得た収入を市民サービスの向上を図る事業へ充当しています。

この要項は、スポーツ施設予約システム「スポーツネットにしのみや」の広告事業者（広告主）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. システム概要

名称	スポーツ施設予約システム「スポーツネットにしのみや」
掲載ページ	ログイン画面の下部 https://yoyaku.nishi.or.jp/sportsnet/Welcome.cgi
内容	インターネット上で、スポーツ及びレクリエーションの推進を目的に設置されたスポーツ施設の予約ができるシステム
特徴	年間延べ 100 万人以上の方が使用するスポーツ施設の予約は、原則「スポーツネットにしのみや」から行われるため、施設利用希望者は必ず閲覧します。
稼働時間	午前 5 時 00 分から翌日 2 時 00 分
アクセス件数	2019 年度月間件数：約 60 万件 ※あくまで参考値であり、アクセス件数を保証するものではありません。

2. 募集内容

掲載位置	 <p>※予告なく掲載位置や広告数を 変更する場合があります。</p> <p>※マウスオーバー時の画像を別に 設定したり、ツールチップ文字 を表示することも可能です。</p>
掲載枠数	4 枠 ※掲載位置の指定はできません。
1 ヶ月の掲載料	1 枠：4000 円
掲載規格	画像ファイル形式：JPEG, PNG, gif 形式 サイズ：横 422×縦 134 ピクセル 150KB 以下 ※画像サイズはあらかじめ調整しておくこと。
掲載期間	4 月 1 日～ 3 月 31 日までの任意の月（1 ヶ月単位で、最大 12 ヶ月間掲載可能）
特典	西宮市ホームページ内のバナー広告実績欄に、 事業所名・所在地・ホームページ URL 等を掲載します。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たすこと

(ア) 協定を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと

(イ) 国税及び市税の未納がないこと

(ウ) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者、その他反社会的団体及び特殊結社などの構成員ではないこと

(エ) 広告掲載に関して、市の指示に従うこと

4. 掲載できない広告

西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条、第5条及び第8条に該当する広告は掲載できません。(＜参考資料1・2＞を参照のこと)

5. 申込方法等

(ア) 期日

掲載希望月の前月の15日【必着】までに必要資料を作成の上、持参、郵送のいずれかで提出

(イ) 必要書類

① <様式1> 広告掲載申込書 (押印あり)

② <様式2> 誓約書 (押印あり)

③ 広告掲載案 (紙とデータ)

※「西宮ホームページ広告バナーガイドライン」に従って作成してください。

6. 可否決定、決定通知の流れ

(ア) 内容審査後、先着順で4者を選定

(イ) 広告掲載の可否に関わらず結果を申込者に通知

(ウ) 広告掲載可の決定を受けた者は、速やかに西宮市スポーツ推進課担当者と詳細な協議を行う

7. 広告料

市が指定する期日 (前納) までに、一括で納入してください。

8. 広告掲載の取消

(ア) 指定する期日までに広告料の納付がない場合

(イ) 指定する期日までに広告データの提出がない場合

(ウ) 広告掲載場所を市の了承なく無断で第三者に譲渡又は転貸した場合

(エ) 虚偽等不正な手段で広告事業者となった場合、又は広告掲載条件に違反した場合

(オ) 広告の内容等の変更により広告事業者が応じない場合

(カ) 本市の名誉、又は信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合

(キ) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告事業者・広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

(ク) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき

9. 申込・問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市産業文化局文化スポーツ部スポーツ推進課

電話：0798-35-3426 E-mail：vo_k_shatai@nishi.or.jp